

産地再生関連施設緊急整備事業実施要綱の制定について

23生産第6158号
平成24年4月6日
農林水産事務次官依命通知

産地再生関連施設緊急整備事業の実施に係る産地再生関連施設緊急整備事業実施要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な御指導をお願いします。

(別紙)

産地再生関連施設緊急整備事業実施要綱

第1 趣旨

近年の円高の急激な進行による海外からの輸入の急増や海外への輸出の減少、高温障害や豪雨といった異常気象等による品質低下や収量減少など、農業外の諸情勢の変化により我が国農業を取り巻く環境は激しさを増している。このような中、産地の農業生産基盤を維持するとともに、その持続的な発展を図るために必要となる共同利用施設等の整備を推進する産地再生関連施設緊急整備事業（以下「本事業」という。）を実施するものとする。

第2 事業の実施等

1 目的

本事業は、第1の趣旨を踏まえ、円高による輸入急増等や異常気象等による品質低下等の悪影響を受け、生産及び販売環境が厳しい状態にある国産農畜産物について、これらの悪影響を緩和し、産地の農業生産の維持・発展を図ることを目的とする。

このため、事業実施主体は、産地の維持・発展に向けて解決すべき課題に対応した具体的な成果目標を設定することとし、その成果目標の達成に向けた取組を実施するものとする。

2 事業の取組内容及び成果目標

本事業で実施する取組方向は、1の目的に対応したものとし、その具体的なメニュー、事業実施主体、採択要件及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

なお、事業実施主体が設定する成果目標の内容、達成すべき成果目標の基準及び目標年度は、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定めるとおりとする。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、生産局長が特に必要と認める場合にあつては、本文に定めるもののほか、緊急に事業を実施できるものとする。

3 事業費の低減

本事業を実施する場合は、過剰とみられるような施設等の整備を排除するなど徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

4 費用対効果分析

事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、別に定める手法を用いて費用対効果分析を行うものとする。

第3 事業の実施手続き等

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成するものとする。
- 2 事業実施主体は、1により作成した事業実施計画を生産局長が別に定めるところにより都道府県知事に提出するものとする。
- 3 都道府県知事は、2により提出された事業実施計画について事業内容や採択要件の具備等の必要な確認を行うとともに、自らが事業実施主体となる事業実施計画を踏まえ、生産局長が別に定めるところにより、都道府県事業実施計画総括表（以下「都道府県計画」という。）を作成し、地方農政局長（北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出し、地方農政局長の承認を受けるものとする。
- 4 地方農政局長は、3により提出された都道府県計画について、別表に定める採択要件及び生産局長が別に定める要件等を満たしているか確認し、生産局長に意見を求めた上で、当該意見を踏まえ、成果目標の水準が高いものから予算の範囲内で事業実施計画を承認するものとする。
- 5 生産局長は4により地方農政局長から意見を求められた場合には、都道府県計画に含まれる各事業実施計画の成果目標の水準が全国的見地から十分なものであるか等について意見するものとする。
- 6 事業実施計画の重要な変更は、生産局長が別に定めるところによるものとし、重要な変更に係る手続きは、3に準じて行うものとする。

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成25年3月31日までとする。

第5 国の助成措置

- 1 国は、予算の範囲内において、本事業の実施、指導等に必要な経費について、別に定めるところにより補助金を交付するものとする。
- 2 補助金の交付を受けた都道府県知事が市町村に対して補助金を交付する場合には、「産地活性化総合対策事業推進費補助金等交付要綱（平成22年4月1日付け21生産第9814号農林水産事務次官依命通知）」に準じて、交付するよう努めるものとする。

第6 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、本事業の実施年度から目標年度までの間、生産局長が別に定めるところにより、毎年度、当該年度における事業実施状況報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。なお、都道府県が事業実施主体である場合には、都道府県知事は都道府県が自ら実施する事業計画に係る事業実施状況報告書を作成し、地方農政局長に提出するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の事業実施主体からの事業実施状況の報告を受けた場合に

は、その内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

- 3 都道府県知事は、1の事業実施主体からの事業実施状況の報告について、生産局長が別に定めるところにより地方農政局長に報告するものとする。

第7 事業の評価

- 1 事業実施主体は、事業実施計画に定められた目標年度の翌年度において、当該目標年度における成果目標の達成状況について、別に定めるところにより自ら事業評価を行い、その結果を都道府県知事に報告するものとする。なお、都道府県が事業実施主体である場合には、都道府県知事は都道府県が自ら実施する事業計画に係る事業評価を行い、その結果を地方農政局長に報告するものとする。

また、生産局長が別に定める事業を実施する場合には、中間的な事業評価を行い、その結果を都道府県知事に報告するものとする。

- 2 都道府県知事は、1の事業実施主体からの報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、その結果を地方農政局長に報告するとともに、必要に応じ、生産局長が別に定めるところにより事業実施主体を指導するものとする。
- 3 地方農政局長は、1及び2の都道府県知事からの報告を受けた場合には、内容を点検評価し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うとともに、必要に応じ、生産局長が別に定めるところにより都道府県知事に指導を行うものとする。

また、地方農政局長は当該評価結果を生産局長に報告するものとする。

- 4 生産局長は、3の地方農政局長からの報告を受けた場合には、本事業の関係者以外の者の意見を聴取し、評価結果をとりまとめるものとする。
- 5 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事、地方農政局長及び生産局長は、原則として事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。
- 6 国は、本事業の効果的な実施に資するため、必要に応じて事業の実施効果等に関する調査を行うことができる。

第8 指導推進等

都道府県知事は、本事業の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等関係機関と連携し、事業実施主体に対し、必要な指導を行うものとする。

第9 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる施策等との関連及び活用に配慮するものとする。

- 1 水田農業構造改革対策に基づく施策
- 2 野菜の構造改革対策に基づく施策

- 3 果樹産地構造改革の推進に関する施策
- 4 農業技術の開発普及及び農業機械の効率的利用に関する施策
- 5 農畜産物の需給の調整のための施策
- 6 環境保全型農業の推進に関する施策
- 7 株式会社日本政策金融公庫資金（沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫資金）等農業金融に関する施策
- 8 男女共同参画社会の形成に関する施策
- 9 食品の流通部門の構造改善を促進するための施策
- 10 軽種馬経営と他の農業部門との複合化又は他の農業部門への転換に関する施策
- 11 耕作放棄地解消対策の推進に関する施策

第10 委任

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月6日から施行する。

別表（第2関係）

メニュー	事業実施主体	採択要件	補助率
1 耕種作物小規模土地基盤整備 (1)ほ場整備 (2)園地改良 (3)優良品種系統等への改植・高接 (4)暗きょ施工 (5)土壌土層改良 2 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 (1)飼料作物作付条件整備 (2)放牧利用条件整備 (3)水田飼料作物作付条件整備 3 耕種作物共同利用施設整備 (1)共同育苗施設 (2)乾燥調製施設 (3)穀類乾燥調製貯蔵施設 (4)農産物処理加工施設 (5)集出荷貯蔵施設 (6)産地管理施設 (7)用土等供給施設 (8)農作物被害防止施設 (9)農業廃棄物処理施設 (10)生産技術高度化施設 (11)種子種苗生産関連施設 (12)有機物処理・利用施設 4 畜産物共同利用施設整備 (1)畜産物処理加工施設 (2)家畜市場 (3)家畜飼養管理施設 (4)自給飼料関連施設 (5)家畜改良増殖関連施設 (6)離農跡地・後継者不在経営施設 (7)家畜排せつ物等処理利用施設	1 都道府県（飼料増産を目的として事業を実施する場合にあつては、生産局長が別に定める飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備、自給飼料関連施設の整備を図る取組に限る。） 2 市町村 3 農業協同組合連合会 4 農業協同組合 5 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。） 6 土地改良区 7 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。） 8 農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。） 9 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。） 10 その他農業者の組織する団体（生産局長が別に定めるものをいう。） 11 消費者団体及び市場関係者（生産局長が別に定めるものをいう。ただし、野菜を対象とした、産地管理施設の整備に限る。） 12 事業協同組合連合会及び事業協同組合（畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター及び食鳥処理施設、自給飼料関連施設のうち地域未利用資源飼料利用施設の整備を図る取組に限る。） 13 食品事業者（大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売を行う事業者であり、製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合に限る。） 14 民間事業者（生産局長が別に定めるものをいう。ただし、地域の未利用又は低利用有機資源の肥料化を対象とした地域資源肥料化処理施設の整備に限る。） 15 都道府県知事が地方農政局長等と協議して認める団体（以下「特認団体」という。） 16 P F I 事業者、第3セクター、地方公共団体及び地域におけるパイオマスの利活用に関与している農林漁業者が参加する共同事業体、消費生活協同組合（畜産物共同利用施設の家畜排せつ物等処理利用施設の整備に限る。）	次に掲げるすべての要件を満たすこと。 1 受益農家及び事業参加者が、原則として5戸以上であること。 2 本要綱第2の2の成果目標の基準を満たしていること。 3 生産局長が別に定める場合を除き、当該施設等の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。 4 共同利用施設を設置する場合にあつては、原則として、総事業費が5千万円以上であること。 5 生産局長が別に定める面積要件等を満たしていること。	事業費の1／2以内（ただし、生産局長が別に定める場合は、生産局長が別に定める率又は額以内）